

特例浄化槽工事業者廃止届出書

▲年 4月 1日

(あて先)

埼玉県知事

届出人 〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
(株)〇〇建設
代表取締役 埼玉 太郎

▲年10月 1日埼玉県知事（届 ▲）第××××号により届出を受理された

特例浄化槽工事業者 **(株)〇〇建設** は **浄化槽工事業を廃止**

商号・名称を記入

理由を記入

したので、浄化槽法第33条第3項の規定により届け出ます。